

障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

- (4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (5) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
- (6) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (7) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(指定障害者支援施設の一般原則)

第3条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第38条第3項(法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 生活介護を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上
- ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める員数

- (ア) 4未満 利用者(基準省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除して得た数
- (イ) 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
- (ウ) 5以上 利用者の数を3で除して得た数

イ ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

- (3) 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

- (4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

- (5) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

- (6) サービス管理責任者(基準省令第4条第1項第1号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

- 2 前項第2号から第5号まで生活介護の単位は、生活介護であってその提供が同時に一つ又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 3 第1項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力

- を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 4 第1項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (4) 生活支援員 1以上
- (5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 7 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項各号に定める従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。
- 8 第6項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第6項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの人者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 10 第6項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第6項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 自立訓練（生活訓練）（施行省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 13 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を有している場合については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ1以上とする。
- 14 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、第12項各号に定める従業者及び前項の生活支援員及び看護職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。
- 15 第12項第1号の生活支援員又は第13項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 16 第12項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 17 就労移行支援を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 1以上
- (3) 生活支援員 1以上
- (4) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 18 前項の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行ふ場合に有しなけ

ればならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 1以上
- (3) 生活支援員 1以上
- (4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 1 9 第17項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 0 第17項第4号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 1 第17項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 2 第18項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 3 第18項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 4 就労継続支援B型（施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 1以上
- (3) 生活支援員 1以上
- (4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 2 5 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 6 第24項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 7 施設入所支援を行う指定障害者支援施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- (2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設が昼間実施サービスを行うために有しなければならないサービス管理責任者の数
- 2 8 前項第1号の規定にかかるらず、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第4条第1項第6号イ（1）に規定する厚生労働大臣が定める者に対するのみ施設入所支援の提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上有しなければならない。
- 2 9 第27項第2号のサービス管理責任者は、指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に従事させるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- 3 0 第27項に規定する施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 1 第1項、第6項、第12項、第17項、第18項、第24項及び第27項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 2 第1項、第3項、第6項、第7項、第12項、第13項、第14項、第17項、第18項、第24項、第27項及び第28項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- （従業者の員数に関する特例）
- 第6条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合について、熊本県指定障害児入所

施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号。第10条において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項から第4項まで及び第27項から第30項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)  
 第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第4項、第8項、第10項、第15項、第19項、第20項及び第25項の規定にかかるわらざ、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に有しなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。  
 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第6号、第5項、第6項第5号、第11項、第12項第2号、第16項、第17項第5号、第18項第4号、第21項、第24項第4号及び第26項の規定にかかるわらざ、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により有しなければならぬとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

- (1) 60以下 1以上  
 (2) 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上（従たる事業所を設置する場合における特例）  
 第8条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下の条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下の条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。  
 2 従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

### （設備の基準）

- 第9条 指定障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室  
 (2) 居室  
 (3) 食堂  
 (4) 浴室  
 (5) 洗面所  
 (6) 便所  
 (7) 相談室  
 (8) 多目的室  
 (9) その他運営上必要な設備  
 2 前項第1号から第7号までの設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
 (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。  
   ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。  
   イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。  
   ウ 訓練又は作業に必要な器具等を備えること。  
 (2) 居室 次に掲げる基準に適合すること。  
   ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。  
   イ 地階に設けないこと。  
   ウ 利用者1人当たりの床面積（収納設備等に係る床面積を除く。）は、9.9平方メートル以上とすること。  
   エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。  
   オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。  
   カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。  
   キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。  
 (3) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。  
   ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。  
   イ 必要な備品を備えること。  
 (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。  
 (5) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。  
   ア 居室のある階ごとに設けること。  
   イ 利用者の特性に応じたものであること。  
 (6) 便所 次に掲げる基準に適合すること。  
   ア 居室のある階ごとに設けること。  
   イ 利用者の特性に応じたものであること。  
 (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。  
 3 前2項に規定するもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようすること。
- 4 第1項第7号及び第8号の規定にかかわらず、相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で同一の場所とすることができる。
- 5 認定指定障害者支援施設は、就労移行支援を行うときは、第2項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。
- (設備に関する特例)
- 第10条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。
- 第3節 運営に関する基準
- (内容及び手続の説明及び同意)
- 第11条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第46条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。
- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
- (契約支給量の報告等)
- 第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
- (提供拒否の禁止)
- 第13条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。
- (連絡調整に対する協力)
- 第14条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供するこども定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に係る条例(平成24年熊本県条例第76号)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格の確認)
- 第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合には、施設障害福祉サービスの提供を求める者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。
- (介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

- 第17条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、利用申込者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。  
 (心身の状況等の把握)
- 第18条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。  
 (指定障害福祉サービス事業者等との連携等)
- 第19条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
 (身分を証する書類の携行)
- 第20条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初めて利用者を訪問したとき及び当該利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。  
 (サービスの提供の記録)
- 第21条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により記録したときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。  
 (指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第22条 指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。  
 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。  
 (利用者負担額等の受領)
- 第23条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。  
 (1) 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用  
   ア 食事の提供に要する費用  
   イ 創作的活動に係る材料費  
   ウ 日用品費  
   エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担せざることが適當と認められるもの  
 (2) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用  
   ア 食事の提供に要する費用  
   イ 日用品費  
   ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担せざることが適當と認められるもの  
 (3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用  
   ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費 (法第34条第1項の規定により特定障害

者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の費用基準額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 基準省令第19条第3項第3号ロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、基準省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第24条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者及び当該施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第25条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。一

2 指定障害者支援施設は、第23条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第26条 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図らなければならない。

4 指定障害者支援施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第27条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供するまでの留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該施設障害福祉サービス計画の変更を行ふものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第28条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行ふこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

第29条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第30条 指定障害者支援施設における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対

し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。  
 6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。  
 7 指定障害者支援施設は、利用者に、その負担により当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (訓練)

- 第31条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じて当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。  
 4 指定障害者支援施設は、利用者に、その負担により当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

## (生産活動)

- 第32条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。  
 4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために、防塵（じん）設備又は消防設備の設置その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (工賃の支払等)

- 第33条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。  
 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。  
 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

## (実習の実施)

- 第34条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

## (求職活動の支援等の実施)

- 第35条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

## (職場への定着のための支援の実施)

- 第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

## (就職状況の報告)

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

## (食事)

第38条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

6 指定障害者支援施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

7 指定障害者支援施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

## (社会生活上の便宜の供与等)

第39条 指定障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について、当該利用者又はその家族において行なうことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## (健康管理)

第40条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

## (緊急時等の対応)

第41条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

## (施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第42条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

## (給付金として支払を受けた金銭の管理)

第43条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が給付金（基準省令第38条の2に規定する利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

## (支給決定障害者に関する市町村への通知)

第44条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

## (管理者による管理等)

第45条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援

- 施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
- 2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
  - 3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守するために必要な指揮命令を行うものとする。
- (運営規程)
- 第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる事項に関する規程（第52条において「運営規程」という。）を定めなければならない。
- (1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
  - (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
  - (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
  - (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
  - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (9) 緊急時等における対応方法
  - (10) 非常災害対策
  - (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (13) 苦情解決の手続に関する事項
  - (14) その他指定障害者支援施設の運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)
- 第47条 指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 指定障害者支援施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。  
(定員の遵守)
- 第48条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(非常災害対策)
- 第49条 指定障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
  - 3 指定障害者支援施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。  
(衛生管理等)
- 第50条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(協力医療機関等)
- 第51条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。  
(掲示)
- 第52条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。  
(身体的拘束等の禁止)
- 第53条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つ

てはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

- 第54条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

- 第55条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第56条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

- 第57条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 6 指定障害者支援施設は、市町村、知事又は市町村、知事又は市町村、長に運営する正規化委員会が行う同法第3項から前項までの改善の内容を市町村、知事又は市町村、長に運営する正規化委員会が行う同法第83条に規定によるあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

- 第58条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動に協力する等地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第59条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスにより事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、利用者に提供した施設障害福祉サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

### (会計の区分)

第60条 第60条は、障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分する旨を規定する。障害者支援施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

### (記録の整備)

第61条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の施設障害福祉サービス計画とともに、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。  
(1) 第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

- (1) 第21条第1項及び第2項に規定する規定する事故の状況及び事故に際してとつ  
(2) 第44条に規定する規定する事故の状況及び事故に際してとつ  
(3) 第53条第2項に規定する規定する事故の状況及び事故に際してとつ  
(4) 第57条第2項に規定する規定する事故の状況及び事故に際してとつ  
(5) 第59条第2項に規定する規定する事故の状況及び事故に際してとつ

附 目

附 則  
(施行期日)

1 この条例は 平成25年4月1日から施行する

この実例は、平成23年  
(多目的室の経過措置)

（居室の足踏貫の経過指置）  
3 平成18年1月1日前から存する者福定障害規定人施設、サービスを適用する。  
平成18年1月1日以後に新規に登録する者は、第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として第9条と同様に障害者福定障害規定人施設、サービスを適用する。」  
産施設又はの建物について、第9条と同様に障害者福定障害規定人施設、サービスを適用する。

### (居室面積の経過措置)

- 中「9. 9平方メートル」とあるのは、「6. 6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9. 9平方メートル」とあるのは、「4. 4平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9. 9平方メートル」とあるのは、「3. 3平方メートル」とする。
- 7 平成24年4月1日前に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第9条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9. 9平方メートル」とあるのは、「4. 95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
- 8 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 9 平成24年4月1日前に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第2項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。(廊下幅の経過措置)
- 10 平成18年10月1日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第3項の規定を適用する場合においては、同条第3項第1号中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
- 11 平成18年10月1日前から存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。
- 12 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。
- 13 平成24年4月1日前に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第3項の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。  
平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

### 熊本県条例第78号

#### 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

##### 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 療養介護(第4条—第32条)
- 第3章 生活介護(第33条—第50条)
- 第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条)
- 第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条)
- 第6章 就労移行支援(第61条—第69条)
- 第7章 就労継続支援A型(第70条—第84条)
- 第8章 就労継続支援B型(第85条—第87条)
- 第9章 多機能型に関する特例(第88条—第90条)

##### 附則

###### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

成17年法律第123号。以下「法」という。) 第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。  
 (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
 2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(施行省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

#### (障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)  
 (次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他的事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとの他の措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第2章 療養介護

##### (基本方針)

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### (構造設備)

第5条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の当該利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

##### (管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

##### (運営規程)

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

##### (非常災害対策)

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を当該利用者の療養介護計画(第17条第1項に規定する療養介護計画をいう。)とともに、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第28条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(規模)

第10条 療養介護事業所は、20人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第11条 療養介護事業所には、次に掲げる設備を備えなければならない。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院として必要とされる設備

(2) 多目的室

(3) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。)療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上従事している療養介護の単位については、従事している看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。)第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号の生活支援員及び同項第5号のサービス管理責任者は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医

- 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第15条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
- (療養介護の取扱方針)
- 第16条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 療養介護事業所の従業者は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、自らその提供する療養介護の質の評価を行い、常にその療養介護の質の改善を図らなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。
- (療養介護計画の作成等)
- 第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当せらるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならぬ。サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上で留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護計画の原案に位置づけるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この章において「モニタリング」という。)を行うとともに、6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
- (サービス管理責任者の責務)
- 第18条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むこ

とができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第19条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に、その負担により、当該療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第22条 療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第23条 従業者は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに他の専門医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の従業者によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

## (苦情解決への対応)

第30条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。(地域との連携等)

第31条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

## (事故発生時の対応)

第32条 療養介護事業者は、その提供した療養介護により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

## 第3章 生活介護

## (基本方針)

第33条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## (構造設備)

第34条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の当該利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

## (管理者の資格要件)

第35条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## (運営規程)

第36条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決の手続に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

## (規模)

第37条 生活介護事業所は、20人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて基準省令第37条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができます。

## (設備の基準)

第38条 生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室

- (6) その他運営上必要な設備
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。  
(従業者の配置の基準)
- 第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 管理者 1
  - (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - (3) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害程度区分(基準省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数  
ア 4未満 利用者の数を6で除して得た数以上  
イ 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上  
ウ 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上
  - (4) 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上
  - (5) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
  - (6) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上
  - (7) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項各号(第1号を除く。)に掲げる生活介護事業所の従業者及び第6項に規定する生活介護事業所の従業者は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第5号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの人代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 7 第1項第6号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第7号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。  
(従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第40条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。  
(サービス提供困難時の対応)
- 第41条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対

し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の生活介護事業者等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

## (介護)

- 第42条 生活介護における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
  - 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 4 生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
  - 5 生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
  - 6 生活介護事業者は、利用者に、その負担により、当該生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (生産活動)

- 第43条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
  - 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
  - 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために防塵設備又は消火設備の設置その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (工賃の支払)

- 第44条 生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

## (食事)

- 第45条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
  - 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
  - 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
  - 5 生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもののが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
  - 6 生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

## (健康管理)

- 第46条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

## (緊急時等の対応)

- 第47条 従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

## (衛生管理等)

- 第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (協力医療機関)

- 第49条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

## (準用)

- 第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」

と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 自立訓練（機能訓練）

##### （基本方針）

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7第1号に規定する者に対して、施行省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。（従業者の配置の基準）

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
  - (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
  - (3) 看護職員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
  - (4) 理学療法士又は作業療法士 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
  - (5) 生活支援員の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
  - (6) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 利用者の数が60以下 1  
イ 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」といふ。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上従事させるものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる従業者並びに第2項及び第7項に規定する従業者は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの方に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 8 第1項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

##### （訓練）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

##### （地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行なう者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

##### （準用）

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場

合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第5章 自立訓練（生活訓練）

### （基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7第2号に規定する者に対して、施行省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### （規模）

第57条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができるべき規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であって基準省令第57条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあっては、10人以上）の人員が利用できる規模を有しなければならない。

### （設備の基準）

第58条 自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより、当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該設備に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

#### （1）訓練・作業室

#### （2）相談室

#### （3）洗面所

#### （4）便所

#### （5）多目的室

#### （6）その他運営に必要な設備

2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

#### （1）訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

#### （2）相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3）洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4）便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、同項第1号の規定する訓練・作業室を設けないことができる。

#### （1）居室

#### （2）浴室

4 前項第各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

#### （1）居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### （2）浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とができる。

6 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）

第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。

- 8 前項の意見事は、規を所耐定聽の火建建築物又は準耐火建建築物について、次の各号のいづれかに係る火災の利用する予要用件者と消満安全を確保するための活動等にかかる自立型認定された宿泊施設の運営にかかるものとし、本木造構造の平屋建で、専門的知識を有する者による運営が確保される。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能であること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

### (従業者の配置の基準)

- 第59条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、宿泊型自立訓練の利用者以外の利用者の数を6で除して得た数及び宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合には、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上





- 4 第1項(第2項において読みきみ替業を開始する場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。





- 第1項第2号から第4号までに掲げる自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。  
(準用)

第60条

## (基本方針)

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の9に規定する者に対して、施行省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## (認定就労移行支援事業所の設備)

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同省令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

## (従業者の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (3) 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (5) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (6) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号から第6号までに掲げる就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第3号の職業指導員又は同項第4号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第5号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

## (認定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (3) 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (5) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

## (実習の実施)

第65条 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において準用する第17条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

## (求職活動の支援等の実施)

第66条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第68条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

第70条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第71条 就労継続支援A型の事業を行なう者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第72条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員に100分の50を乗じて得た数又は9のいずれか少ない数を超えてはならない。

(設備の基準)

第73条 就労継続支援A型事業所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 相談室

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 多目的室

(6) その他運営上必要な設備

2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場

- 合には、訓練・作業室を設けないことができる。
- 4 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。
- 5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。  
(従業者の配置の基準)
- 第74条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 管理者 1
  - (2) 職業指導員及び生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
  - (3) 職業指導員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
  - (4) 生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
  - (5) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第1項第2号から第5号に掲げる就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第3号の職業指導員又は同項第4号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。  
(従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第75条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所(以下の条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行なう事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。  
(実施主体)
- 第76条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。  
(雇用契約の締結等)
- 第77条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行なう者を除く。)は、施行省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。  
(就労)
- 第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行なうよう努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。  
(賃金及び工賃)
- 第79条 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- 2 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項に規定する者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月

当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第80条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において準用する第17条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第81条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで、この場合において、及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第84条における第17条第1項」と同様と、第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と同様と、第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と同様と、第2号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と同様と、第3号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と同様と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する第16条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と同様と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第85条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第86条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対して、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第45条から第49条まで、この場合において、第53条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と同様と、号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第3項」と、同項第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する第2条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する第3

する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第9章 多機能型に関する特例

### (規模に関する特例)

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上

(2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上（宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上）

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であつて基準省令第89条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認められるものは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行なう多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第89条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができます。

第89条 各型機能事業所の運営に付する事項

主員第にれ定と管  
貢所第(につら童者  
機用及7な、も支く  
多利項8しはい達除  
の6第有てな發を  
業条項所あん児任  
用事25業にばる責  
利う5第事合れす理  
行第条型場け定管る  
所を、4能うな規スキ  
業項7機行しにビで  
事7第多に有号一が  
全該第に該的に2サレ  
記当条び當体所第びこ  
機、9並、一業項及る  
多は3項ずを事1師す  
業に合及か援業第理ら  
て第6ら等う第医と  
行つ、第わ業行条、い  
的うあ第規発当準し、  
体行で条の童り基とけ  
に満3)児よ等のな  
に場る5定達該条、ば  
あはびか事を6者な  
うあ第規発当準し、  
は、体人第む能定支む勤  
業規所含當  
業を2項を多の通を  
事合條の業準(く以  
機援の9す従基者除人  
多支)5用い等業を1  
業計第場者条指)。上  
達)。第準な援従者  
未發む、てら支る任ち  
童含項、いな所れ責う  
児を8おば通さ理の

のとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- (1) 60以下 1以上  
(2) 61以上 利用者の数から60を控除した数を40で割った数が生じた場合は、これを切り上げる。) に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。

3 前条第4項後段の規定により、所並びに第1項並びに第7項第4条を除いた場合、このうち、1人以上は、常勤でなければならぬものとさられる生活訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者

(2) 就労継続支援 B 型の利用者  
(設備の特例)  
第 90 条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、  
一体的に事業を行なう他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる

## 本的に事 附 则

(施行期日)



4 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の適用を受ける知的障害者通勤寮について  
は、第58条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とある  
のは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.  
3平方メートル」とする。

熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 熊本県条例第79号

### 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

#### 目次

##### 第1章 総則（第1条—第3条）

##### 第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。  
（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

###### （障害者支援施設の一般原則）

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

##### 第2章 設備及び運営に関する基準

###### （構造設備）

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

###### （施設長の資格要件）

第5条 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業という。）に2年以上従事した者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

###### （運営規程）

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類